

有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底及び留意事項について

老人福祉法第29条第1項により、有料老人ホームの設置の届出をした者は、同条第2項により厚生労働省令で定める事項（※）に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

ついては、有料老人ホーム事業の内容に変更があったときは、必ず期限までに届出をするとともに、届出に当たっては、下記事項に御留意願います。

記

- 1 変更届の記載に当たっては、別添記載例を参考としてください。
- 2 変更届の添付書類として、必ず変更の事実がわかる書類を同封してください。添付書類については、別紙「有料老人ホームの主な届出事項と添付書類」を参考としてください。
- 3 定員の増加を伴う変更又は介護保険事業計画との整合性を図る必要がある変更の場合は、事前に変更協議を行ってください。
- 4 事業譲渡等により設置事業者を変更する場合については、変更前の法人は廃止の日の1月前までに届け出てください。新たに設置者となる法人は、事前相談から始めてください。
- 5 変更届の「変更年月日」と重要事項説明書の「記入日」の日付は同一日としてください。
- 6 重要事項説明書に、施設側が作成するにあたっての注意事項や省略可能とされている部分が残っている場合は、併せて削除するとともに、職員体制、入居者の状況等も記入日時点のものに更新してください。
- 7 変更届及び事前変更協議書の様式は、岐阜県庁ホームページの以下のページに掲載していますので、こちらを使用してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5890.html>
- 8 変更届の提出先は各県事務所及び岐阜地域福祉事務所ではなく、県庁高齢福祉課となります。お間違えのないようお願いします。

送付先：〒500-8570（住所記載不要） 岐阜県高齢福祉課施設整備係 宛

（岐阜市、中津川市、各務原市、揖斐川町、白川町及び東白川村内の変更は、それぞれの市役所又は町村役場にて手続きを行っていただくこととなっておりますので、各市町村にお問い合わせ願います。）

※ 老人福祉法第 29 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項について

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 の 2 において、以下のとおり定められています。

老人福祉法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 1 号、第 3 号から第 13 号まで、第 15 号及び第 16 号に掲げる事項とする。

○老人福祉法第 29 条第 1 項

- 一 施設の名称及び設置予定者
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所または名称及び所在地

○老人福祉法施行規則第 20 条の 5

- 一 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 三 施設の管理者の氏名及び住所
- 四 施設において供与をされる介護等の内容
- 五 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
- 七 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 八 施設の運営の方針
- 九 入居定員及び居室数
- 十 職員の配置の計画
- 十一 法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 十二 法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 十三 一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
- 十五 長期の収支計画
- 十六 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書